生を代表として一年間有志の研究

日本スポーツ法学会

第

7 묵

八

六

東

京

都

王

立

市

富

士 見

台

Ju

Ξ 0

代会長に選出され、責任の重大性 で、千葉会長の後をうけて、第二 を痛感しております。 第三回日本スポーツ法学会総会 堯

興と研究活動の組織化をテーマに ュウム」が開催され、シンポジュ ツ法学の全国学会を組織すること 意見を交換し、その結果、 懇親会を持ち、スポーツ法学の振 ウム終了後集まった有志二十名で コミッション」を結成し、千葉先 を目的として、 において「スポーツ法学シンポジ 年一二月七日東海大学交友会館 ふりかえってみますと、一九九 「スポーツ法学会 スポー

ました。 全会員のお力により、 その間千葉会長を中心として役員 マとして開催され、 る当事者関係の特質」を全体テー 学国際会議場で「スポーツにおけ 月一八日に第一回大会が早稲田大 いたしました。翌一九九三年一二 て「日本スポーツ法学会」が誕生 を開催して参加者全員の賛同を得 ーツ法学会がスタートしました。 月一九日コミッション研修集会と に行われた結果、一九九二年一二 会と学会設立のための協議が熱心 「日本スポーツ法学会」設立総会 実質的にスポ 今日に至り

今年はオリンピック年であり一層 関心と期待は近年益々高く、特に と法学、体育、スポーツ関係者の すが、スポーツ法学に対する社会 まだ第三回を終了したところで

願いする次第であります。

皆様のご協力、ご支援を切にお

発 行 伊 藤 堯

集 小 笠 原 IE

H 本 ス 术 1 ツ 法 学 会 事 務 局

京 女子体 育 大 学 法 学 研 究 室 内

電 話 0 四 二五 1 七 1 四

=

F

A

X

0

几

五

1

七

六

1

三九

七

ます。 の期待が寄せられるところであり

げて、学会の発展のために努力す る覚悟でおります。 の努力が必要な時であります。 いう大きな課題があり、 同をもとめて働きかけました。 ツ基本法」の制定を大きな目標と 認し、その保障のために「スポー のアピール」を採択し各方面に賛 会一致で「スポーツ基本法制定へ してきましたが第三回大会では全 人権としての「スポーツ権」を確 微力ではありますが、全力をあ また、日本学術会議への加入と 学会としても、創立以来基本的 今後一層

前会長挨拶

私は一杯である。 らのご協力に感謝する気持ちで 自分ではホット安心する以上に、 会員の皆さんには学会設立以前か 初代会長の任期を無事に終えて 正士

研究を進め最初の論文を発表した 学に移った時で、以後学内で共同 が気づいたのが一九八三年東海大 代市民社会のそれではないかと私 議し、「スポーツ法学コミッショ 会員の体育法学の先駆者たちと協 進んでいない。スポーツ法こそ現 なのだがその実証的検証は以外に 九九〇年頃から伊藤会員、 法社会学は「生ける法」の科学 の準備組織をへて、一九九二

できる条件も整った。できる条件も整った。

学会の組織体制としての確立と 他学会に匹敵する活動とは、まだ をみると、展開はまことに順調で をみると、展開はまことに順調で 私はもっと大きな困難に遭遇する ことをひそかに覚悟していた。こ うなったのは、スポーツ法学が現 うなったのは、スポーツ法学が現 くれ会のニーズ二応じていること と、そのために集った会員皆さん の総意のおかげである。感謝して やまないゆえんである。

日本スポーツ法学会

第三回大会開かる

ルと事故の関連」

が報告され、

合体育館)による「スポーツルー

「スポーツ部活動と在学契約の問助活動を通じて感じた問題意識を

の「スポーツ法における個人・団村浩爾会員(大阪経済法科大学)

ツ法の領域からアプローチした中行われた。権利論に関してスポー

さっそくに基調講演が

木戸啓起会員(広島県立総

日本スポーツ法学会は、「スポーツをめぐる契約の諸問題」をメインテーマにして第三回大会を迎えた。自由研究発表第一部の会場なりの会員が参集していた。学会の動向に関心を寄せる会員の多さは、今後の学会活動に少なからずは、今後の学会活動に少なからずけ影響を与えるものと確信している。司会進行の井上洋一(奈良女子大学)会員は九時定刻に自由研究発表を開始した。

まず、中村祐司会員(宇都宮大学 必要性と有用性を説いた。続く金 可能なのかどうかの継続的検証の 向のなかで従前の法体系で対応が を整理しつつ、当該産業の拡大傾 律の状況とスポーツ産業との関連 市場をめぐる関連法規の検討」で 国のスポーツ事故補償の現状につ 信敬会員(埼玉短期大学)の「中)の「イギリスにおけるスポーツ 中国の体育行政体制の全体像や事 身計画要網や体育法に基づく現代 いて」では、一九九五年の全民健 イギリスの知的所有権をめぐる法 故補償の現状が紹介された。三番 商標権、著作権、 意匠権など

ついて分析した。
の存在が事故といかに係わるかに故事例をもとに類型化し、ルール

そして、同意書の今後について絶 が続いた。まず、中田誠会員(富 安全に関する全体的底上げにつな物的環境整備・充実が体育運動の 対的免責条項の廃止、事故責任の の状況と比較して行なっている。 形態的影響力の大きさを国内業者 の実態」と題し、世界最大のダイ 士ゼロックス)は、「スクーバダ 者にした第二部でも、活発な報告 佐藤千春会員(朝日大学)を司会 表第二部にも伝わっていたようで 会での討議の熱気は、自由研究発 究所)は、学校事故当事者への援 長である入沢充会員(エイデル研 がると指摘した。季刊教育法編集 に検討しつつ、学校教育での人的 全配慮義務に関する判例を総合的 の事故と安全配慮義務」では、安 いての増尾均会員(東亜大学大学 害救済体制の構築を提案した。続 協議可能な条項の設置を説き、被 ビングショップの免責条項の法的 イビング業界における免責同意書 若干の休憩をはさんで、第一部 0 「体育授業中クラブ活動中

がった。討論においても、時間が不はかろうとする意欲的なものであにした、スポーツ権理論の進化を とした、スポーツ権理論の進化を がした。

足するほど活発であった。 向けたアピールが採択されたが、 長のもとでスポーツ基本法制定 長から九五年度の会計報告が行わ 総会が開かれた。濱野吉生事務局 会員(東海大学) ポーツへの関心が高まりをみせる 承認された。続いて、千葉正士会 れ、引き続き九六年度の予算案が 学術会議への学会としての登録の なかにあってその意味は大きいと 員とともに学会の発展に向けた新 新会長の挨拶が行われ、会場の会 新役員の紹介が行われた。最後に いての説明がなされ、 った次期学会役員選出手続きにつ 件、今回に限り理事会の推薦によ いえよう。引き続き、会長から、 たな努力を誓いあった。 小笠原正事務局長をはじめとした 昼食後、同じ会場で野間口英敏 競技さまざまな観点からス の司会によって 伊藤堯会長

後に長嶋憲一会員(米津合同法律

ラブル」と題し、

近時の契約問題

か、

「スポーツ契約とト

として貴重な報告を行なった。最 が「スポーツ選手契約の諸実態」 込んだ。規約内容と運用との関係 要請が高まってきていることを指 紛争の多様化のなかで契約構成の 員(朝日大学)は「スポーツ事故 貞夫、小笠原正会員)佐藤千春会 ュウムが行われた。 契約の諸問題」と題するシンポジ 演を受けて、 行なったものであり、後者につい 決定権に基づく構成の課題と射程 基調講演を行なった。前者は自己 約と丁リーグ規約」と題する第一 員(早稲田大学)が「プロ野球協 が行われ、続いて、 めぐって」と題する第一基調講演 体・国家一競技者の自己決定権を 摘し自己決定権との関係にも踏み における契約構成」と題し、事故 について比較法的検討も加えつつ について加藤久会員(早稲田大学 た問題提起であった。この基調講 ては選手契約の合理性や法的性格 など現代的な課題に目配りのきい として報告され、マスコミの現 から「Jリーグ規約の運用実態 からの山田新氏(朝日新聞社) 「スポーツをめぐる 浦川道太郎会 (司会。森川

に係わる事例を紹介しつつ、そのに係わる事例を紹介しつつ、そのに係わる事例を紹介しつつ、その後のでは、契約の関係、等多岐にわたって質別が出され時間に追われるほどであった。それを受けて、その後の表現会では、多様な話題に沸いたと、とはいうまでもない。

(佐々木光明 記)

合同部会研究会報告

小笠原、森川会員) 小笠原、森川会員) 小笠原、森川会員(朝日大学) 社)と佐藤千春会員(朝日大学) 社)と佐藤千春会員(朝日大学) による提言が行われた。(司会・ による提言が行われた。)

おけるプロスポーツをその契約状というテーマで吉岡氏は、日本に「スポーツ選手契約の諸実態」

みになっている。 いる。競馬の場合、賞金の5%が キャンプ費用も選手持ちになって D 一はジムに天引きされ、さらには例えば、ファイトマネーの三分の する部屋から衣食住が保障される 十両に上がるまでは無給で、所属 ら定年まで契約はいっさいなく、 いスポーツ」には契約の実態がな るとした。相撲に代表される「古 には相撲や競馬、ボクシングが、 相撲部屋のしくみと類似していて また、ボクシングにおけるジムも いのが実態とも言うべき状況にあ 後者には野球やサッカーが該当す ても契約書があるわけではない。 に過ぎない。親方株の取得につい 況の側面から「古いスポーツ」と 「新しいスポーツ」に分け、 進上金」として騎手に入るしく 例えば、 相撲取りには入門か 前者

であった。というのが吉岡氏の指摘ないか、というのが吉岡氏の指摘ないか、というのが吉岡氏の指腹を引きずっているのが実態では及ぶーツは契約面において相撲の多い。いずれにせよ、日本のプロ多い。いずれにせよ、日本のプロ

という指摘である の存在に対処できるのではない 全配慮義務では吸収できない危険 の債務者の保護義務と債権者の安 そもそも危険が内包されており、 のではないかという提言がなされ について説明した。そして、債(法的義務とみられることもある) こと、続いてルール・マナーと法 た。すなわち、スポーツ活動には 積極的に考慮していく必要がある 務として「安全環境提供義務」を 者の安全配慮義務における給付義 的義務との関係(ルールが民法の 置者の管理責任が問われるという 故に分類し、それぞれにおいて設 校事故、レジャー事故、競技会事 年十年間における裁判に絡むスポ いうテーマで佐藤千春会員は、 「安全環境提供義務」こそが現行 ツ事故を検討し、その態様を学 「スポーツ事故と契約法理」と

ー、ボクシング、サッカー、相撲かを基準として、対抗型(ラグビについて、第一にどのような危険さらに、スポーツの危険と責任

年次報告内容からスポーツカウン

スポーツ

とは何かという概念規

て考究する場合の前提として、

第一に、「スポーツ権」につい

れた。 SU)を事例とし取り上げ、 られるとした。特に、故意または 在的な危険と外来的な危険が考え 障害の程度による分類、 闘型に分けられるとした。 ツにおける国際スキー連盟 いう提言がなされた。また、ドイ 論の形成が必要なのではないかと 重大な過失でルールを破った場合 て、これを取り込めるような法理 には不法行為の問題が生じるとし 類型化し、 後者は格闘型と非格 (スキー、 第三に内 ゴルフ) 第二に FI 免責

と団体との契約の問題、 界の体質を改めるにはどのような 事項との関わりでスキューバダイ る形で答えた。また、「スポーツ ているのか、といった質問に対し おける興業形態はどのようになっ るのか、行司の位置づけ、相撲に ないとなると選手の身分はどうな 界におけるような独立が認められ 方策考えられるのか、アマチュア 事故と契約法理」において、免責 討論では、 ビングにおいて見られるような業 フェアプレーは可能なのか、 故を部分社会論的に把握するだ 吉岡氏は豊富な事例を紹介す 契約のない人間による スポーツ 芸能

を強調した。 中心に据えた新たな法理の必要性 けでよい スポーツ競技者保証という視点を た質問に対して、 ように捉えたらよいのか、 のか、 約款と過失をどの 佐藤千春会員は といっ

中村祐司 記

ツ基本法研究専門委員会

回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会

年次報告などについても体系的に 例法や枢密院令、勅許状、 リスのスポーツ関連法」では、公 研究センター分室で開催された。 整理することが不可欠であると指 は政府関連の委員会や特殊法人の サッカー観戦者法等がスポーツ関 グ・レクリエーション法、教育法 衆衛生法やフィジカルトレーニン 十日(土)に早稲田大学人間総合 の第二回研究会が、 摘された。 連法として提示された。今後は判 (司会・小笠原会員) 中村祐司会員による報告「イギ また、 国民文化財省の 九五年九月二 さらに

る概況」では、 事故関係について(1)危険受任論と われる状況を踏まえた上で、 が生じていることなどが報告され 視覚からの指摘報告がなされた。 のアメリカスポーツ関連法をめぐ ており、 ては、業界の大きな関心事となっ をめぐる州と地方団体の概況が提 例えば、 権免責4製造物責任法等といった 危険の科学的把握(2)慈善免責(3)主 不されたまた、製造物責任につい 諏訪伸夫会員による報告「近年

れている体育指導委員制度、 村におけるスポーツ振興審議会の をめぐる基準数値の不提示、 はないこと、スポーツ振興の達成 設置に対する国の補助率(三分の 合の内容的後退、 問題が指摘された。プロスポーツ の排除、 立法である日本のスポーツ振興法 仕意設置など、 一)、努力規程であり義務規程で について、スポーツの権利性等の ツ振興法の問題点」では、 森川貞夫会員による報告「スポ 社会教育法と比較した場 「ざる法」 非常勤扱いとさ である 議員

ルの役割の変容についても言及 ことの具体的指摘がなされ 質疑・応答では各々、

アメリカにおける州の免責放棄に

日本におけ

における制定法の近年の位置づけ

イギリス

た。

主権免責の保持か放棄か 年々大きな補償責任問題 『訴訟爆発』と言 後の展開などについて活発な議論 るスポーツ基本法作成に向けた今 よる損害賠償の問題、

が展開された。

中村祐司

記

スポー ·基本法研究専門委員 第三回研究会報告 会

文をもとになされた。 研究センター分室A会議室で、 の後編第一章「スポーツ権」の論 報告が行われた。報告は、 とに開催された。今回は、永井憲 笠原正会員 七日(土)に早稲田大学人間総合 の第三回研究会が、 会員 ツ法学入門」 ツ権とスポーツ基本法」という スポーツ基本法研究専門委員会 (法政大学)により「スポ (東亜大学)司会のも (体育施設出版) 九六年一月二 「スポ 小

広く大きく、「人間の心身の運動 しそして「スポーツ」の概念を する国民の基本的人権である」と を「人間としての心身の運動に関 の定義に基づいて「スポーツ権」 である」と定義した。そして、こ 定を明確ににしておく必要性を

年ヨーロッパ・みんなのためのス 協議会のスポーツ宣言、一九七五 の体育・スポーツ国際憲章などを ポーツ憲章、一九七八年ユネスコ 本的人権であるという「スポーツ 例に、スポーツが人間にとての基 に展開されたかを解説した。まず 利に基づく憲法二六条論、 説し、一九六一年のスポーツ振興 められた国際的動向を解説した。 権」の認識と理解が高められ、広 基づく憲法二七条論、幸福追求権 に基づく憲法二五条論、 権の理論の主張、 育連盟の創立宣言によるスポーツ 法の制定、一九六五年の新日本体 次に日本における理論的展開を解 て見解を述べた。 に基づく憲法一三条論などについ 九六八年の国際スポーツ・体育 第二に、スポーツ権がどのよう 教育を受ける権 勤労権に 社会権

と内容について言及し、 第三に、スポーツ権の法的性格 「スポ

ツ省」を設置し、スポーツ振興の

貢務を明記すること、

地方公共団

権としてスポーツ権、 権に分類して説明した。 としての文化権としてのスポーツ 的性格をもつ人格権としてのスポ た。そしてスポーツ権を、 むしろ統合的視座に立って理論的 に体系づける必要があると主張し ーに基づいて分類するのではなく 憲法の条文の解釈によるカテゴリ て認識され、承認されるためには 権」が新時代の国民の人権とし 社会権的性格をもつ要求 新しい人権 自由権

制度の確立を急がなければならな 国民の自発的で自由な活動を基本 社会に開放すること、スポーツは 本的方向として、スポーツを地域 ツ権を保障する新しい諸制度の基 いことを主張した。そしてスポー めには、スポーツ権を保障する諸 民の「スポーツ権」を保障する基 待されるべきであり、その中に国 るとした。そして、新たな「スポ を設置すること、などが考えられ 地方公共団体にスポーツ文化会議 報と指導体制を確立すること、各 とすること、スポーツに関する情 本姿勢を示すこと、国に「スポー -ツ基本法」などの立法措置が期 第四に、スポーツ権の実現のた

> ツ施設の設置を義務づけること、 の地域を整備する際には、 を実施すること、新しく一定規範 などを含めるべきであると主張し 住民代表と協議してスポーツ行政 「スポーツ文化課」を設置 スポー

ざまな意見が交わされた。スポー する方法、 の不備を整理する必要があること すべきこと、国・地方にそれぞれ 何を享受できるのかなどを明確に の権利なのか、 ツについて検討すべきこと、スポ を明確に規定すべきこと、 ツとは何か、スポーツ権とは何か 掲げるべきことが討議された。 のようなものをつくり、 る方法、ユネスコの憲章を土台に スポーツ振興法を抜本的に改正す 整理すべきこと、 どこまで求めることができるかを 涯教育との関係、 活動など学校教育におけるスポー 法のような基本方針や基本理念を - ツ指導者の問題、社会教育や生 このような報告に対して、 新しくスポーツ基本法 スポーツによって 誰を対象にして スポーツ振興法 教育基本 運動部 さま

検討し、 またはメモのようなものをそこで 設置し、スポーツ基本法の草案 以上の議論の結果、 次回委員会までに具体的 小委員会を

委任状提出者

島

菅原・永井

森川理事

員(慶応議塾大学)が選任された された。小委員会のメンバーとし 案の検討を議題とし、四月二十日 員 ようにすることが提案され、 ては、永井憲一会員、 なスポーツ基本法案を提 次回委員会は、スポーツ基本法 (奈良女子大学) 、斎藤健司会 (日本体育大学) 、井上洋一会 (金沢女子大学)、 根保宣行会 森川貞夫会 示できる

まで問い合わせ下さい。 部 斎藤健司会員(神戸大学発達科学 なお、 〇七八一八五一一六〇六 本研究委員会に関しては

で開催することを確認し、解散し 間総合研究センター分室A会議室

(土) 午後二時より早稲田大学人

(森浩寿 記

第 DU 同理事 **玄議事要録**

井上・坂本・諏訪・西村・萩原・ 出席者:千葉会長、 野事務局員 濱野·湯浅理事、 九五年七月二二日 小林・斎藤・鈴木・中村・日 池井・小笠原監 伊藤副会長 早稲田大学 て閉会した

冒頭に、今回は理事三名が出張中なので、委任状を提出していたが、出席者のみで定足数満だいたが、出席者のみで定足数満され、議事に入った。

では、森川年報委員長代行が欠 がジュウム提言者について提案が あり、これを了承した。 のでは、会長より基調講演者とシン では、会長より基調講演者とシン

最後に「その他」で、スポーツーの大学入門』は体育施設出版よりツ法学入門』は体育施設出版よりで、スポーツ基本法研究専門委員会開展について説明があった後、次回理事会を九月三十日(土)正午よりり早稲田大学で開くことを決定し

第五回理事会議事要録

藤・中村事務局員本の一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、では、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは

に入った。
三名であることが報告され、議事 冒頭に現時点での会員数が一五

」では、六名の自由研究発表者を出るでは、木本寛氏(寺沢法律事務所)は、木本寛氏(長岡技術科学大学)の北本正伸氏(長岡技術科学大学)の入会を了承した。

許ることにした。「次期役員人事に関する件」で「次期役員人事に関する件」で

現在までの進捗状況について報告席のため、小笠原編集委員より、

決定した。

「その他」では、『スポーツ法事会で検討することになった。集中テーマ等については、次回理国際会議場で開催することを決めるのでは、次回理を表している。

たいとの報告があった。

第六回理事会議事要録

村・野間口事務局員本川理事、小笠原監事、鈴木・中瀬訪・永井・西村・萩原・濱野・出席者:千葉会長、伊藤副会長、出席者に千葉会長、伊藤副会長、出席者に近りません。

総会に提案することとした。

小笠原会員を委嘱することとし

として濱野会員、

事務局長として

では、加藤久氏(早稲田大学)、高今泉安氏(長谷川体育施設)、高今泉安氏(東亜大学)の入会を了橋雅夫氏(東亜大学)の入会を了橋雅夫氏(東亜大学)の入会を了がに、森川年報委員長代行より、では、森川年報委員長代行より、高いのでは、森川年報委員長代行より、高いのでは、森川年報委員長代行より、高いのでは、森川年報委員長代行より、高いのでは、加藤久氏(早稲田大学)、高いのでは、加藤久氏(早稲田大学)、高いのでは、加藤久氏(早稲田大学)、高いのでは、加藤久氏(中田大学)があり、高いのでは、高いのでは、加藤久氏(中国では、100円)があり、高いのでは、100円)があり、高いのでは、100円)があり、高いのでは、100円)があり、高いのでは、100円)があり、高いのでは、100円)があり、100円)があり、100円)があり、100円)があります。

予算案が示され、これを了承した事業報告、事業計画、会計報告、事業計画、会計報告、続いて「第三回大会に関する件

学入門』について報告がなされ、

引き続いて体育施設出版より依頼

を 「次期役員人事に関する件」で 出のあった西村会員は退任、他の 出のあった西村会員は退任、他の 出のあった西村会員を理事候補に 笠原・山田二郎会員を理事候補に を加え、会長候補は伊藤会員とし を加え、会長候補は伊藤会員を加え、会長候補は伊藤会員として佐藤千春会員 また監事候補として佐藤千春会員とし それが承認された場合は、副会長

「第四回大会に関する件」では「第四回大会に関する件」ではいては引き続いて検討していくこいでは引き続いて検討していくこいでは引き続いて検討しているといいでは引き続いて検討している。

「その他」では、次期事務局員 「その他」では、次期事務局員 では、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九 があった後、次回理事会を九

九六年第一回理事会議事要録

井上・小笠原・千葉・永井・萩原出席者:伊藤会長、濱野副会長、

総会決定役員

ること等を了承した。

連絡委員に小笠原事務局長が当た も報告があり学術会議申請・研究 本学術会議への団体登録について が以下のように示され、また、日

本 ス 术 鈴木·野中·増尾事務局員 校)、内田和美氏・小室史恵氏(財団)、十河浩氏(自衛隊体育学 田良一氏(財富山市スポーツ振興 佐原龍誌氏(多摩美術大学)、松 事に入った。 では、下田学氏(東京大学大学院 長嶋憲一氏(米津合同法律事務所 東京都健康づくり推進センター) 次回の理事会へと持ち越された。 意見を交わしたが最終的な決定は では、大会の集中テーマについて 関する件」では、事務局長より、 、本谷匡氏(㈱体育施設出版) 、伊藤直樹氏の入会を了承した 次に「第四回大会に関する件」 続いて「理事会・事務局体制に

六九名であることが報告され、 まず、「新入会員に関する件 森川・湯浅・山田理事、 冒頭に、現時点での会員数が一 斎藤 議 副会長 会 事務局長退任 副会長退任 会長退任 事務局長

千葉正士

伊藤堯

小笠原正

濱野吉生

(委嘱

監事退任 監事(新任) 理事退任 小笠原正 西村宏一 佐藤千春 正・山田二郎

第一部会(事故問題 座長 学会運営 (実定法) (固有法) 佐々木光明 菅原哲郎 野間口英敏 山田二郎

閉会した。

年報編集委員会 スポーツ基本法研究専門委員会 第三部会 第二部会 座長 座長 委員長 委員長 *幹事 永井憲一 斎藤 野中ルミ子 森川貞夫 永井憲一 健司

九五年度の総会で決定した役員の

報告、学会の運営、事務局の体制

伊藤堯

会計(会費・出納) 総務(会計・案内・記録・名簿) *鈴木モモ子 小林 真理 高橋 雅夫 野中ルミ子

会報(編集・発行・発送) *野中ルミ子 *鈴木モモ子 鈴木モモ子 野中ルミ子

理事(新任)

及川伸・小笠原

濱野吉生

早稲田大学で開くことを決定して 事会を四月二〇日(土)正午より なされた。 することが報告され、 第三号も早稲田大学出版より刊行 二号の販売促進についての提案が 最後に「その他」では、次回理 「年報に関する件」では、年報 年報第一。

お知らせ

書館・ご友人等々にご推薦下さい した。会員の皆様の関係大学・図 会・年報第二号」の目次を載せま おります なお、注文は事務局でも受付て 本紙八頁に「日本スポーツ法学

体テーマなど詳しい内容について お知らせします。また、大会の全 詳しい内容につきましては、別途 際会議場で開催します。 は第四回目の大会を早稲田大学国 を、また、一二月二一日(土)に なお、合同部会研究会の日時等 今年度も七月に合同部会研究会 会報第七号をお届けします。

ないこともあり皆様に会報をお届 変わり会報の担当も変わり、慣れ これまでの会報とは異なる体裁で は次号でお知らせします。 にさせていただきます。 宛にお送りください。今後の参考 きたいと思います。会報に対する らも読みやすい紙面作りをしてい 何とか完成いたしました。これか けすることが大幅に遅れましたが 頁数も増えました。事務局体制が ご要望がございましたら、事務局 会員の皆様からのご意見、ご感想 加を心よりお待ちしております。 今号は内容が盛沢山でしたので いずれの会も会員の皆様のご参

スポーツにおける紛争と事故 日本スポーツ法学会年報2号

目 次

スポーツ事故と事故責任による加害者側の減責	d. m	***	
アメリカのスポーツ紛争 ――――――――		二郎	
~スポーツ・バイオレンスの規制をめぐって~	开上	洋一	2 4
日本スポーツ法学会第2回大会			
基調講演			
19 11611 64			
スポーツ紛争とその処理制度	千葉	正士	4.4
~スポーツ固有法の機能~			
スポーツ障害・事故の法律的側面の現状と課題	望月清	告一郎	6 2
シンポジュウム・提言			
ングポンユリム・旋音			
スポーツ・ボランティアとスポーツ事故			
スポーツ事故の予防	菅原		8 6
~ 社会状況の変化及び過失理念から見る指導上の注意~	日野	一男	94
ニュージーランド車故站像はレフザールはい	4a m	-4- 2	
スポーツ事故裁判の注册	根保		
シンポジュウム・討論要旨	小笠房	i IF	55555555
		-	118
自由研究			
フランススポーツ法におけるスポーツ施設制度の成立と展開	斉藤	健司	128
イキリスにおけるサッカー・フーリガンをめぐる法的対応 ―――――	中村	祐司	
スポーツ環境保護	小林		
~ 弟 18 連 邦 イ ン ミ ッ シ オ ン 防 止 法 実 施 令			
「スポーツ施設騒音防止法」を中心に~			
アメリカのスポーツ事故判例におけるWaiver Formについてスポーツ事故考察の方向	鈴木モ	モ子	157
	木戸	啓起	169
スポーツ事故と「危険引受の法理」	及川	伸	181
			K.
書			
書			
	# 73 *		
『日本的スポーツ環境批判』		正文	
『日本的スポーツ環境批判』 『日本スポーツ法学会年報第1号』を読んで		正文忠士	
『日本的スポーツ環境批判』			
『日本的スポーツ環境批判』 『日本スポーツ法学会年報第1号』を読んで			